平成２４年（フ）第２８３号
茨城県筑西市関本下1833番地　ヴィラージュ川田壱番館107号室、前住所茨城県筑西市茂田1722番地13
債務者　大武　達男
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２９８号
茨城県筑西市寺上野829番地７、前住所茨城県筑西市赤浜141番地３
債務者　福田　一代
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７９号
群馬県桐生市広沢町６丁目1068番地の121
債務者　平本　　学
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第８０号
群馬県桐生市広沢町６丁目1068番地の121
債務者　平本　千冬
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第７６２号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1807番地５　クローバー　ウィル103号
債務者　渋谷　和夫
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７６３号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1807番地５　クローバー　ウィル103号
債務者　渋谷千香子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７６６号
埼玉県川越市南大塚４丁目10番地７コーポ富士見野206号室
債務者　荒関　　孝
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８０５号
埼玉県狭山市稲荷山２丁目10番地　２―204
債務者　勝占　慶子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４０５号
埼玉県東松山市幸町４番９号　リモーネ115
債務者　加賀　武治
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１６６号
千葉県八千代市萱田1149番地２　ライラックＡ―６号室
債務者　畠山　弘美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３３号
千葉県館山市那古1536番地の９　富士見荘５号
債務者　竹下　靖彦
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第３４号
千葉県館山市那古1536番地の９　富士見荘５号
債務者　竹下　美穂
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第８０号
石川県七尾市矢田町22号七株田12番地５　養護老人ホームあっとほーむ若葉、従前の住所石川県七尾市石崎町香島３丁目36番地　市営和倉住宅Ａ棟４号
債務者　蟹谷　　敬
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第２４６号
長野市川中島町御厨1812番地５　メープルみくりや202号
債務者　宮嵜　幸徳
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
長野県上田市中央北１丁目６番38号
債務者　関田香菜子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１４６号
長野県上田市中央北１丁目７番15号
債務者　関田　節子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第５２９号
兵庫県姫路市中地706番地　グローバル中地205
債務者　神谷　夕子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部